

2015年（平成27年）1月26日

福岡県弁護士会 会長 三浦邦俊

第1 意見の趣旨

- 1 加盟店契約会社（アクワイアラー）及び決済代行業者の加盟店調査義務の内容として、苦情発生時の調査義務の内容を具体的に定めるべきである。
- 2 マンスリークリア取引のカード発行会社（イシューアー）にも、消費者の苦情発生時の適切処理義務を認めるべきである。
- 3 マンスリークリア取引について、販売業者に主張できる事由をクレジット会社に対抗できる抗弁接続規定を適用すべきである。

第2 意見の理由

- 1 現在のクレジットカードを使った取引では、翌月一回払い（以下「マンスリークリア取引」という。）が大半を占めている。また、カード発行会社（以下「イシューアー」という。）と加盟店契約会社（以下「アクワイアラー」という。）の間に決済代行業者が介在する決済方法が増えており、この場合にはイシューアーがカード利用加盟店を直接管理できない仕組みとなっている。

このような状況のなかで、いわゆるサクラサイトなどの悪質なサイト業者が、マンスリークリア取引を使い、決済代行会社を介在させて決済させる方法を使って、被害を発生させている事例が当県においても多数見受けられるところとなっている。

- 2 このような被害発生状況をうけて、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会による「中間的な論点整理」では、加盟店契約を締結するアクワイアラー及び決済代行業者（以下「アクワイアラー等」という。）に対し、マンスリークリア取引及び包括クレジット取引を含めて、国内の加盟店との取引を対象とする場合は登録制及び加盟店調査義務等の法規制を課す方針を示しており、この点は賛成すべきところである。

しかし、アクワイアラー等の加盟店調査義務の内容が曖昧なものとなっている。これでは、実際に苦情が発生した場合に、その調査が十分に行われず、悪質な加盟店を排除することができないおそれがある。苦情発生時の調査義務の要件及び内容は具体的に定めるべきである。

- 3 また、「中間的な論点整理」では、マンスリークリア取引のイシューアーに対しては、顧客の苦情が寄せられた場合にアクワイアラーに情報提供する仕組みを検討する方針を示すにとどまっている。

先に示したような悪質なサイト業者の被害事例でもそうであるが、イシューアーは、消費者から販売業者との取引について苦情申立を受けた場合に、決済代行業者は加盟

店ではないから確認できないなどとして、イシュー側でアクワイアラーを通じて販売実態の調査をしようとする姿勢が見られないのが現状である。

イシューは、決済代行業者が入ることによってクレジットシステムを利用できる取引を拡大し、利益を受ける立場にある。現在、包括クレジット取引については、不適正取引排除義務の一環として、イシューに対する顧客の苦情発生時に苦情の適切かつ迅速な処理のため必要な措置を講じる義務（適切措置義務・割賦販売法第30条の5の2）が規定されている。イシューのクレジットシステムにおける地位やクレジット取引の構造上の特徴は、包括クレジット取引とマンスリークリア取引で異なるものではない。

そのため、情報提供というだけではなく、イシューを不適正取引排除義務の主体として位置付けた上で、マンスリークリア取引においても、イシューに対し、苦情発生時の適切措置義務を課すべきである。

- 4 さらに、クレジットを利用した取引における悪質な加盟店の排除と消費者被害救済の実効性を確保していくためには、不適正な販売行為によるリスクを消費者が負担するのではなく、イシューが負担する民事的ルール、すなわち抗弁接続制度を規定する必要がある。

近年のクレジットカードは、マンスリークリア取引と包括クレジット取引の機能を併用するカードがほとんどであるが、代金決済時にマンスリークリア方式を選択した後に、リボルビング方式（包括クレジット取引）を選択できるカードが多数を占めている。このような現状においては、包括クレジット取引とマンスリークリア取引で、消費者保護の内容に格差を設ける合理性は認められない。

したがって、マンスリークリア取引においても、抗弁接続規定を適用すべきである。

以上